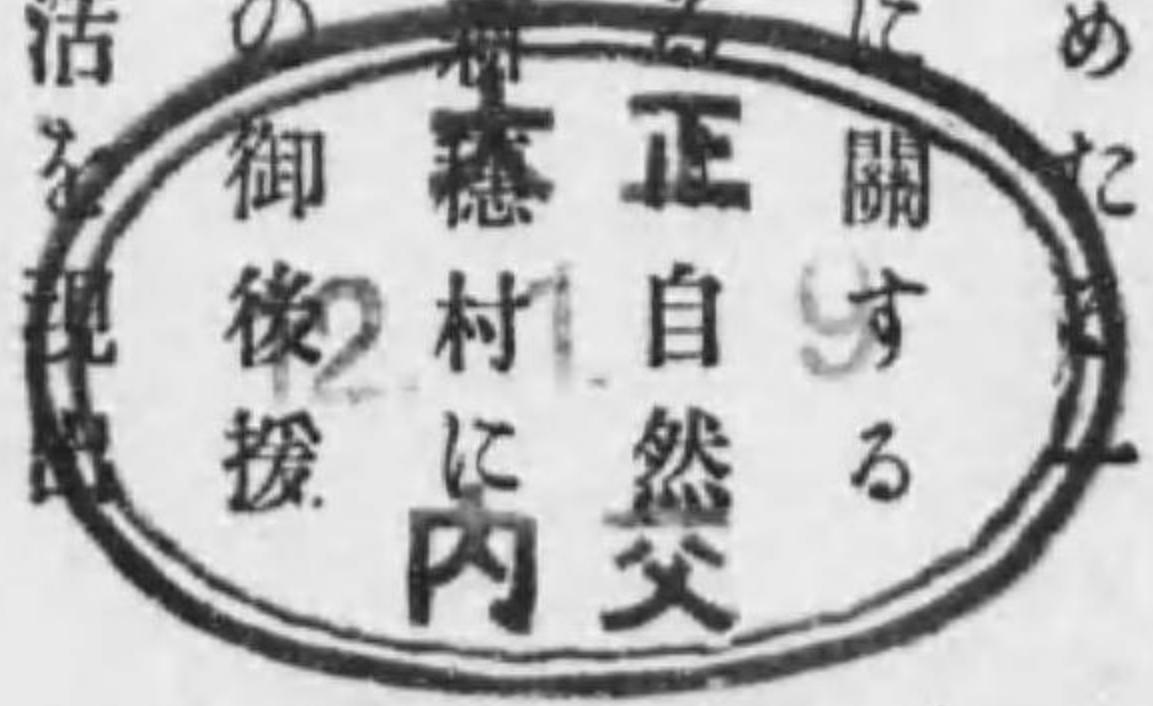


始



愚や昨年吾が眞義眞言宗智山派教學科長平澤照尊師の寺院
と檀徒なる一書を借りて余の施本傳導に換へ以て諸氏の一
考に供したりしが彼の書は全國民の拾分の九を占めたる
般檀信徒諸君と七万の寺院に生活する拾万の僧侶に關する
現狀を述べたる者にして未だ部分的問題に及ばざる正自然父
の勢なり余は於是彼の書によりて吾が佐渡郡より新穂村に内
於ける寺院生活の現狀を訴へて同情ある青年諸君の御後援
を乞ひ以て舊來の陋習を破り是に圓滿なる寺院生活を現出
なし謹而吾人の天職を完うせん事を期すと。

再び謂ふ曰く諸氏の同情ある御後援を給らん事をと爾云々



欽明天皇十三年を以て見合を爲し、聖武帝の時に及んで燐燭の典を擧げ
以て或は文化に或は美術の産を起し、幾多國民の信仰風俗習慣を生み主婦と
しての天職を全する事に日も猶只ならざるの時に際し、明治維新の暴風に會
し千有餘年の功を一箇に失い、朱印、黒印等の物質上の所領は一舉にして上
地處分に遭ひ、祖先崇拜寺院外護の精神的後援は蹂躪せられ、思想上の賣春
婦は、此處彼所に妾宅を構へて、危險思想と稱する精神的梅毒を染傳す、如
斯にして帝國に幾多の不祥事件を續發す、明治末年の幸徳秋水一派大正の大
本教は確に吾人佛徒の夢想だもせざる處なり、一面信教自由の精心を曲解し
てか、立教開宗の教祖は數罪併合の故を以て、死刑の執行を受けて非國家亡
國主義の宣傳者として、一千五百九十四年には佛國より追放せられ、一千六

百〇四年には英國に於て禁止せられ、其他歐洲各文明國より追放廢止の命を受け、東洋に於て一千六百十四年（即ち我が慶長十九年）我が徳川幕府より嚴禁の命を受け、越て一千六百十七年（即ち明の萬歴四十五年）には支那政府より國外退去の命を受けたる某教は今や青年諸君の歡迎する所となり、一方教祖の在世には、阿闍世王は最大の保護者を以て任じ、遺經結集の舉あるや、大後援を爲す阿育王あり、法子三藏の逝くや、高祖皇帝左右に謂て曰く、朕國寶を失へりと、廢朝三日時に會葬者一百万人と傳へらる、日本に渡るや歴代の叡信厚く祖先國民の信賴を得たるの佛教も、明治維新の天災に遇ふや各宗本山は大殿堂を存して維持に窮し、地方寺院の喜捨を仰いで漸く雨漏をしがざる可からざるに至る、此れ宗費徵收の事ある所以なり、其の始め彼の

有名なる一休和尚の所謂紫野大德寺の朱印、上地處分に遭ふて、大德寺正に滅亡せんとするや、時の住職某氏門末寺院住職を集め是が善後策に就いて研究中、論して曰く大德寺の維持今や全く窮す、今日迄以心傳心の法燈を傳へて、本山の惠澤を受けたる諸君地方寺院住職の寄附を仰かざるべからず、諸君夫れ愛宗護法の念有りや、衆皆之を諾し、即日若干宛の金員を出資すと雖ども、事毎年に及ぶや、寄附金比率制定の必要生ず、是れ實に明治五年なり然るに其後各宗派皆之を見習ふと同時に各宗各本山獨立して曰く、何々派、曰く何々宗と、各宗各派各立の止むなきに至ると同時に、地方寺院の集合となり、佛教十三宗の外なかりし者、五十八派の大多數を算するに到る、然り而して十三宗は教理上の分派、即ち主義政見の相違にして、五十八派は所謂

某寺保存會なりと雖、現政府は今や宗教團體五十八派は、各派管長を有し本山は本店にして、地方寺院は分店の關係を有する者と爲し、明治十七年八月十一日太政官布達、第十九號と稱する命令を發せられたり、曰く（但し佛教に關係無き神道に關する方面を除く）自今神佛教導職を廢し、寺院の住職を任免し、及び教師の等級を進退することは總て管長に委任し、更に左の條件を定む、

第一條各宗派妄りに分合を唱へ、或は宗派間に爭論を爲す可からざる事

第二條管長は神導各派に一人、佛道各派に一人を定むべし、

但し事宜に因り神道に於て數派聯合して、管長一人を定め佛道に於て各派管長一人を置くも妨げなし、

第三條管長を定むべき規則は神佛各其教規宗制に因て之を一定し、内務卿の認可を得べし、

第四條管長は各其立教開宗の主義に因て、左項の條規を定め、内務卿の認可を得べし、（中略但し神道に關する爲に）。

一、宗制　二、寺法　三、僧侶並に教師たるの分限及其稱號を定むる事
五、寺院に屬する古文書寶物什器の類を保存する事　以上佛道管長の定むべき者とす、

第五條佛道管長は各宗派に於て古來宗派に長たる者の名稱を取調べ、内務卿の認可を得て之を稱する事を得　以上此の布達一度出づるに及んで、管長の權力忽ち威大となり、古來寛文元年七月十一日の觸書及び同寛文五年七月

十一日の寺社後經離檀一名御朱印の御條目廢布以來、檀徒の承諾書即ち、所謂招戴狀の必要を廢せらるゝに及んで、檀徒は古來の習慣を持續せんと爲し、僧侶は管長の特權を維持せんと爲し、地方寺院住職進退の際、寺檀の間紛議絶へず、紛議競争の結果は互に中傷侮辱起り、僧侶は常に自衛上三百的に傾き、一面各本山は地方寺院住職より經營費の徵集を要するが爲に、寺院は寺院にて等級を定め、納金の多少に依て住職の待遇を別にし、僧侶は僧侶に職級を定めて、多額納金者をして相當の地位に置き、住職撰定には禮祿と稱して、手數料を徵り、猶菓子料の何如に依て甲乙を付す、如斯にして僧侶は腐敗し寺院は頽敗しつゝ有り、如斯にして僧侶の修行も、生活も謂ふに忍びざるなり吁々、

(特附此の明治十七年八月住職任免、管長委任云々の布達迄有功なりし、所謂徳川時代宗教法は別に徳川時代の宗教法と題し、律令要略或は御條目等より抜萃して新穂文庫及新穂尋常高等小學校へ寄附致し置き候間、有志の諸君は就て御研究被下度特に御断り申置き候也)

然り而して人皇四十三代 元明天皇和銅五年三月庭雲上人によりて現今の小木町大字江漬、圓滿寺創立せられて以來（注意 欽明天皇より十四代一百五十年の後なり）聖武天皇の國分寺は其後四五十年の後佛寺建立の初期なり然も奈良朝の寺院は八宗兼學の學校なりき、下て平安朝の大同年中空海上人渡海巡錫するに及んで、小比叡山蓮華峯寺、東光山清水寺、豊山長谷寺、一宮山慶宮寺創立せられ、次て新倉山弘仁寺、談議所坊長福寺、金北山真光寺

不捨山善光寺の創立あり、天長年中長安寺の創立となると雖も、大同、弘仁天長、承和、嘉祥は實に平安朝の初期五十年間の年號なり、然り而して國分寺は天台にして、空海と其弟子によりて、草創せられたるは、所謂真言なり依て思ふに、佐渡佛教は八宗兼學より起りて、天台に移り、大同に到て真言現れ、佐渡最初の佛教は天台、真言の花、互に妍を競ひたりしなり、然り而して本間右馬允能忠と云ふ者、播磨の國より移りて、佐渡國主として土着せる、年代に付ては或は後朱雀帝の時と云ひ、或は後島羽帝の建久年中とも云ひ、其間實に壹百五十年の相違あり、若し和同五年よりすれば、五百年の相違あり此の間の歴史は不明の點甚だ多し、文献の徵す可く、口碑の信す可き者甚だ少なしと雖も、空海、文覺の來りしは疑ひ有らざるべし、文覺は禪宗

の僧侶なりしと、同時に越後との交際頻繁なりし事も疑なき處なり、如斯にして、一向宗其他は越後人より傳へられたるならん、於是小僧海心は、真言宗僧侶として、空海上人弘法大師の我が佐渡に巡錫されたりとの話は、大いに崇拜せざる可からざるが爲に、去る明治八年十月以來、毎度新佐渡新聞紙上に端書集に出てたる記事は今日迄保存爲し居りたる爲、新佐渡紙の一部を轉載爲して諸君の一笑に供せんとす、曰く大正八年十一月八日の同紙端書集に疑問生曰く、拙者法華僧より聞きしに、日蓮は渡來されしも、弘法大師は來錫せし事なしと、然るにハガキ欄に於て、弘法大師に關する、傳説數多聞く拙者一向合点參らず、乞ふ高見を承らん云々、然るに同月十一日眞言信者より回答に曰く、十一月八日端書欄弘法大師傳の凝問生、御答へ申す法華僧

が弘法大師は本郡に來錫せし事なしと云へばとて、敢て信するに足らず、夫より端書集に出でたる諸説が、無根なりや否やを明かにせざる可からず、敢て乞ふ御研究あらん事を云々と、於是最も一つ、大正八年十一月十五日の南窓よりこそ大に研究の價値ありとす、曰く弘法大師の傳説は、ハガキ集を賑はしてゐるが、大師が佐渡へ來たか否かに就て、新穂の眞言信者の一人が投書して來たから、簡単に紹介しやう、空海が大同元年唐から歸朝した年、奥洲の磐梯山破裂して、人民の慘害一方ならなかつたので、時の帝 平城天皇は空海に命じて、之を鎮撫せしめ給うた、空海は勅命を果した、歸途北陸巡錫を試み、佐渡へも來たらしい、其の渡た港は大師の傳説が赤泊、羽茂、小木、眞野等に多いし、又當時の公港は多田であつたから、茲へ渡られたら

しい、さて其服裝は、所謂一躰三衣て乞食坊主に變裝し、附添人も一人もなかつたらしい 天皇の勅使が、斯ういう姿だから、自ら空海と名乗る事もできなかつたので、從て一部人士から渡來の有無を疑はれるのも、無理ならぬ事である云々、善哉、言哉免に角本間氏土着するに及んで、武士宗即ち禪宗盛となりて、天臺、眞言と相争に到りしなり、下つて鎌倉の代 順徳御遷幸に及んで、日吉神社、山王大權現を近江より歓招するに及んで、日吉山新延寺は天臺を以て創立せられ、於是佐渡は天臺の國と變じ、眞言禪は顔色無きに至り、空海渡來の事すら忘れらるゝに到り、文永年間日蓮來るに及んで、日運宗弘まる、如斯にして三百年天正年中、上杉景勝來て眞言大後援の事ありて、天臺衰へ眞言起る、彼の加茂村正光寺の改宗談は、佐渡佛教變遷史研

究上の好参考史料たる可し、如斯にして佐渡佛寺創立、全盛時代は聖武帝の天平年中を第一期と爲し、空海渡郡の大同以來五十年間を第二期と爲、之中絶幾百年、鎌倉以後地頭本間、日蓮、文覺、順徳帝扈從諸公郷の記念建立を第三期と爲し、足利時代一向宗其他起りたるならん乎と、同時に足利時代は幾多武人の出入により盛衰、無茶苦茶なりき、應仁以來慶長迄、一百五十年中央室町の政令行はれざるに及んで、貳拾四人の殿様連中、勝手次第の喧嘩を仕事と爲すに到る、周回實に五十餘里、廣い様だが此の嶋で貳拾四派に別れて毎日の戦争なり、勢い寺院僧侶も百姓も加はつて鬪争を事とするや文學も、美術も、何のその佐渡全國は野戦の巷と化したりける、只憾むらくは歴史の連絡を失ひたる事之なりき、時成哉、中央政府は徳川に歸し慶長六

年八月河村彦左衛門、佐渡奉行として到るに及んで、國內漸く平隱に歸し、寺門興隆、此處彼所に起る、以後數年元祿三年萩原近江の守、源重秀の時に及んで、寺院外護の事を起す、今萩原近江守よりの古寺社帳によれば、寺院五百三十四ヶ寺、御朱印地七百五十二町六反四畝廿歩、臨時御下附米貳百〇七石貳斗五升參合七勺なりと、外に小比叡山は特に九拾九石五斗の除地米ありて、佐渡全國總取締りなりき、如斯にして外に檀徒の寄附田畑山林あり累代住職の取添ありて、財政上の豊富なる事實に翹望に堪へざる程なりき、如斯にして一面社會的には、宗門帳と稱して戸籍務は菩提所の特權なりき、曰く菩提所より許可なくしては、結婚する事を得ざりしなり、之を寺送り狀と云ふ、今小僧海心の集めたる最近の寺送り狀を左に示す、

皆川村孫兵衛娘

ひ で

未廿四才

右の者是迄拙寺檀家人別に有之候處貴家へ縁付申度旨願出候に付き拙者宗帳相除き候間急度送り一札如件

明治四年三月

北方勧蓮寺印

皆川越前様

右の如き照介狀を菩提所より戴かざれば、婦人は夫の家に入り、公然たる御母様と成る事を得ざりき、此の送り狀を夫の菩提所へ持參の上宗門帳（即ち戸籍簿）に加入許可を得ざる可からず、是れ戸籍吏の権利なり、外に檀徒に死

亡者ある時は東照宮再御座十五ヶ條の第八條の死後、死骸に剃刃をあたへ戒名を授け可申事、是れ宗門寺の僧（菩提所住職の事）死後を見届宗旨、邪宗にて無之段確かに合點の上にて引導可致ためなり、能々可遂吟味事云々の國法に依り若し菩提住職の許可證明ある迄は死骸を動かす事を得ざるなりき、其他又同東照宮再御座第一條に曰く、諸宗法式不可相亂、若不行得輩於有之は急度可及沙汰事、又東照宮再御座十五ヶ條第五條に曰く、不受不施の法は何にても宗門寺より申事を不請、其宗門の祖師、本尊の寺用に布施なく、他人他宗を志して不受るは、不受不施の邪法なり、人間は天の恩を受けて地に施し、親の恩を受けて子に施し、佛の恩を受けては僧に施す、是れ正法也、依之可遂吟味事如件にして、日本全國の寺院僧侶の權が威大なる者なり、彼

の佐渡奉行の實歴の御條目に曰く、

一切支丹宗門は累年の御禁制たり、自然不審成者有之は可申出御褒美被下候段同宿宗門の内たりとも、申出るに於ては、御褒美可被下隱置き、他所より現はるゝに於ては名主、組頭並に五人組迄一類たりとも、罪科に可被行事又曰く

宗門人別帳に不載者住居停止の事

附たり旅人止宿爲致候砌、五人組村役人へ届け宿致候義は勝手次第たるべき事、

又曰く

年々宗門人別帳へ召使の男女を叔父、伯母、從弟或は養子或は弟、妹婿と認

候由相聞甚だ心得違に候自今下人は下人と認可差出事

又曰く

前々召仕之下人請狀等も不相極剩へ他村より召抱候義は、右下人の親元の宗門人別帳へ載せ置き候様相聞候、且亦不埒候は向後は急度奉公人請狀之を取り、主人の人別へ下人と書かへ可申候事

附たり同村より召抱候者も、主人の人別へ書かへ可申事云々

徳川時代は封建の時代、各洲各藩、各別の法建ありたると同時に法律明文の發表なく、依らしむ可く知らしむ可からず、主義を取りたる爲多くは、習慣の形を以て行はれたれども、今佐渡郡に行はれたる御條目なる者も實者、爲政者の内訓的の者なりしと、同時に一般國民は知る者なかりしなり、只形式

的に正月及三月、五月、九月の節句には例に依り、名主の御家へ一般國民を呼寄せ無學文盲の百姓共に通讀、一過不得要領に読み、聞かする習慣ありたる己と雖も、其の名主様も確に了解爲し居るや、否やが頗る疑問にて、況や百姓共に於てをや、如斯にして寺院に關する事務は、所謂寺社奉行所に於て住職の進退を爲し、已にして菩提所住職は、檀家の警察署、戸籍役場、寺小屋即ち學校長等の聯合權の掌握者にして、其他幾多の特權を與へられ、頗る盛觀を呈しつゝ有りたるなりき、

于是明治元年奥平鎌輔氏、佐渡參謀として赴任せらるゝや、元年十一月嚴然として令して曰く

予赴任以來日尙は淺く、未だ正確なる調査を経ざるも、周回僅かに五十三里を

戸數一万千五百、人口十万四千餘に過ぎざる小國にして、寺院五百三十五ありて甚だ多きに過ぐ、且つ其僧徒は多く無學にして、遊惰唯愚民を誑感して勸財を事とし袖午坐食する己、今や王政維新舊弊を一洗し、技藝を研き才能を鍊磨し、歐米に對し國威を揚げんとする今日に於て、天下の遊民と稱すべきは僧侶なり、國家の贅物とも評すべきは無用の寺院なり、千有餘年國家を裨益せる佛教なれば、悉く之を廢滅するにはあらず、唯無用の寺院を廢し、無用の僧侶を陶汰せんとする朝旨なり云々

左の文書を發して一々請書を徵したり

一、國中所在之寺院何れも其宗門寺へ纏め當住一代は是迄の通檀中諸用相勤め施物を受け可申其者病死候は、檀家は本寺へ歸し候事

一、前書之通り本寺へ纏め候上は在來の小寺は廢候事
但し本寺の内手挾にて住居成兼る程に候はゞ境内へ手輕に建續候義は不
苦候事

一、寺院之内百姓持所田畠質入又流地等只今寺院之持所に相成居候共不都合
之節に付最取入の代錢を以て返地爲致候事

一、他國末之寺院も其派にて重立候寺院へ纏め自國にても本寺之類は其儘可
差置事

一、社寺除米之義往古より引付を以て夫々御渡に相成來り候處一到にも無之
無謂義に付以來一圓御渡無之候事

一、社寺除屋敷之義は以來被遊沒收候間一寺限り歩畝取調可申上事

又元年十二月追加として曰く

- 一、神社佛刹塔婆之類新規之造營停止之
- 一、佛像塔婆之類新規造營停止之
- 一、佛像塔婆之類居宅に安置し或は道路に建築之義停止之
- 一、僧尼を請し說法勸化を唱へ人を集むこと停止之
- 一、金銀銅錫之佛像器所持之分早々御役所へ可差出重而求置候事停止之
附佛像佛器買賣停止之事
- 一、人之死休は土葬を用ゆべし火葬に致す事停止之
附僧侶穢多罪人は勝手たる可し

右の如く命令して當時五百三十七ヶ寺あり、内百ヶ寺に足らずば其儘其他は

皆廢寺と爲したるなりき

外に當時の爲政當局者へ内訓を發して曰く

- 一、本寺の外は全廢する方針を取るべき事
- 一、配寺の適當ならざる處は本寺の外にても主なる者のみを殘し其他は皆成る可く廢寺を歎むる事
- 一、僧侶は之を本寺又は最寄の立置き寺院へ纏めしむる事
- 一、大に歸農を獎勵し歸農を願出する者には之を許し寺堂は勿論其田畠山林宅地等凡の寺有財產に屬するものは總て之を其歸農者に付與する事
- 一、但し金屬の佛像佛具は之を官沒すべし
- 一、其他僧侶の利益と成る可き事は決して許す可からざる事

右の如き嚴命一度出するに及んで、有財產寺院は競て俚俗歸農爲し、貧寺已其儘と成り、五百三十四ヶ寺は、百ヶ寺足らざるに到り、僧侶を路頭に迷い寺院は共有的扱を受けたりき、如斯にして二年奥平氏去て、鈴木重領氏（此の前に佐渡奉行として來郡されたる事有りし人なり）再び佐渡縣令として來郡さるに及んで、明治四五年頃より貳拾年前後に及ぶ迄、廢寺復舊願出の爲、佐渡宗教界爲に多事なりき、此の時の主唱者としては、前國分寺住職小林大音師を陣頭に現國分寺本間大雲、北方明王院住職長野覺淨、清水寺新井寛傳大野弘樹寺鈴木義寛、藥泉寺鈴木眞寛、新倉弘仁寺藏持廣範等の諸師なりき、如斯にして小林大音師、少壯にして佐渡神佛教導職總取締を明治六年圓山溟北先生より續き、全國の宗教監督を爲したりき、斯の如くにして廢寺

復舊の認可を得る者全國實に貳百五拾ヶ寺に足らざるなり、如斯にして廢寺復舊貳拾年間、佐渡宗教界は何等の順序もなく、何等の保護も無く、僧侶は喪家の犬の如く、檀徒は虎の威を借る狐の如く、其の儀式等も行はれず、寺院と檀徒の關係は無茶苦茶千万なりき、此の時に際し、明治五年四月太政官布告第百三拾參號によりて、古來寛文年間徳川幕府によりて、嚴禁されたる僧侶の肉食妻帶勝手たるべき事との發表により、貳百年來の舊習破られて、各宗僧侶は古來公然の妻なく、姦通誘拐野合主義を取りつゝ有りたる、者干此公然正妻を迎ふる事を得るに到りたれども、當時浮雲の如き僧侶の正妻たるを耻ぢたる、一般風習は人格完全者の正婚を見ず、常に藝、娼妓、賣春婦に非らざれば白痴、白痴に非らざれば、所謂不貞の毒婦已なりき斯如にして

寺有財産を詐取して別宅を構へ、別宅財產増殖主義、即ち所謂梵妻主義の隆興するに及んで、檀徒は無智拜金主義の梵妻に佐袒して、住職を度外し住職の檀用外出を待て留守宅へ浸入して、種々なる教授手傳を爲し、依て以て住職の教權を防害するの習慣起る、誠に現在の梵妻を替へて、自宗儀式に要する佛具、法衣類の名稱用途に就て或は自宗の歴史的法式を質問せば、確に馬耳東風の連中已なり、然り而して吾人の小僧時代は、實に悲慘の極なりしなり他人の子を貰ふて養育するに、愛無く情無く學無く良心なく、宗教家の妻及び母としての觀念無き、毒婦に繼子扱に使役されたる吾人は、使丁小僧として取扱はれ、過去貳拾年間只一日たりとも天日を見る事能はざりしなり、如斯にして幾多弊害續出せられ、檀信徒は寺院を以て遊民養生所と爲す、如

斯にして吾人青年僧侶は先住の梵妻は新住職の母となりて、舊式の我意を主唱して世熊の一變を謂はず、之に反すれば親不孝呼りを爲す、吾人新住職と成て新舊思想の徵究の爲、寺院の生活は僧侶として、社會的に入らんとする前に目下家庭改善の爲に、内部喧嘩に日も猶只ならざるは、佐渡郡佛教界目下の現狀なり呼々吾人、於是特筆大書して天下に問て曰く、大正の今日遂に遠藤爲盛逝て非らざる乎、再び問はん大正の今日遂に遠藤爲盛君あらざる乎呼々、

猶於是般信徒諸君に一言を呈し度事あり、坊間聞くあり寺院は即ち法人なり、民法之を是認すと然り、明治廿九年四月廿七日法律第八十九號を以て發布せられたる、現行民法によれば、其第三十四條により、主務管廳の許可を

得たる時は之を法人と爲す事を得る已、許可を得ざれば、法人に非ちざるなり、然るに明治卅一年六月十五日法律第十一號を以て、發布せられたる民法施行法第廿八條に曰く、民法中法人に關する規定は、當分の内神社寺院祠宇及佛堂には適用せず、帝國法律は明に寺院を法人に非らざる事を明言爲すに非ずや、然るに檀徒總代と稱す一派の檀徒は法人の如く流附説を爲し、依て住職職權を侵害する者あるに至ては、吾人已を得ず刑法第三十六章第貳百三十四條の保護を乞はざる可からず、諸君何加と爲す、世話人の法律上の權利は菩提所の願、届書に調印を爲し、住職の依頼ありたる場合は、其依頼せられたる事務に付て已、權利ある後見人代理人たる已、干是今一つ釋迦在世には提婆有り、弘法立宗の爲には守敏僧都あり、日蓮は流罪の刑に處せられ、

覺ハムの爲には同奄野の衆徒あり、基督の弟子には銀三十の爲に恩師を賣れるユダあるが如く、大正の今日猶且獅子身中の虫なきを得ざるなり、否吾人大に之を知ると雖も、現行刑法第三十三章第貳百卅條及貳百參拾壹條の嚴として吾人に之が、發表の自由を與へざる已、諸氏幸に御推察を給らん事をと再云々、猶於是今や都會集中熱の盛なる田園青年の、猫も東京杓子も南洋へ出稼をなすが爲に、農村の疲弊甚しく、地方勞働不足の爲小作問題は此處彼所に續發せられ、勞働問題は日本全國一般の苦痛とする處にして、其の餘波を受けざるべからざる、佐渡郡内料理屋、旅人宿は下女に、各商店は番頭に農家は殊に奉公人に、各皆其人を得ず、比較的不良なる高價の雇人を甘受せざる可からざるは、吾人諸君と共に異論なき所にして、寺院又然り、供人雇

人の爲にする苦心は、家庭改善の行はれざると共に内外の事情全く窮す、是が爲に住職は廣大なる境内、堂宇の掃除萬端より、内外の事務殆んど全く使丁的勞働に忙殺せられ、勉強の餘暇等更になく、社會的能力漸減の傾向あるは争ふべからざる事實にして、今や僧侶の生活は絶對絶命なり、知らず今や田舎寺院住職にして、相當學識あるの諸師は、其の寺院の寺務は院代に一任し、都會に出て相當の位置に生活爲し在るは、諸君の御承知通りなり、於是社會に入り、畫工として成功せる、西潟正覺坊の土田麥僊氏あり、軍人として竹田大運寺藤澤文學氏、及び一宮等覺坊中楯弘觀氏あり、新聞記者として相川羽田廣永寺小林了俊君あるに非ずや、是等の諸氏は寺院生活の迫害に堪

へざりしの諸氏なり、之を吾人の先輩に見れば、明治廿三年奈良縣第一回選出衆議院議員大野樹林寺本間眞氏あるに非ずや、如斯にして今や相當の人物は僧侶たるを欲せず、佐渡全國の寺院に徒弟ある寺院は實に九牛の一毛に過ぎざるに非ずや、然り昔の小僧は。使丁奉公人なりき、今日と雖使丁的傾向あるが爲に僧侶を欲せざるなり、今日の小僧は學校に勉強爲し、十五六才にして上京せしめさる可からずと同時宗教家として専門的教育は卅才以後に於て非常の苦心を要して田舎寺院住職となりて、又使丁的生活に忙殺せられて社會より、準禁治產者的迫害を受けて、納稅兵役其他一般國民以上の負担せしめる乞ふ、若し吾人の説疑ふ者あらば、來り寺奉公三年の後に於て御比判を給り度、右の通りの事情御同情被下、然る上にて心有る士よ、幸に御同の御推察に待つのみ

情ある後援を給はらん事をと爾云々
如斯にして佐渡佛教界は百弊續出、五十年來因習の久しき俗を爲し、又何如ともする事能はざるに到りつゝ有り、吾人於是乎舊來の陋習を破り、意義ある宗教的生活を現出せんとすれば、社會より精心病者的迫害を受けて、何如ともする事能はず、乞ふ幸に諸君の自覺に待つ事久しこ云々、是れ敢て新穂村に及ばずと雖、我佐渡全國の腐敗豈獨り新穂村に及ばずして可ならんや、吾人敢て謂はんと欲して謂ふ能はずざる所以の理由に付ては、賢明なる諸君の御推察に待つのみ

于時大正十一年十二月卅日

三 蹄 坊 海 心 識

291
282

大正十一年十二月廿五日印刷

大正十一年十二月卅一日發行

著作者

齋數海心

新潟縣佐渡郡新穗村大字新穗馬場

新潟縣佐渡郡兩津町大字加茂歌代更十一六

發行者

藤井留次郎

終

